服薬管理指導料算定対象者について（令和6年4月1日より）

服薬管理指導料1	45点	3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）
	59点	上記以外

服薬管理指導料2	45点	特別養護老人ホームに入所している患者様に訪問して行った場合（オンラインによる場合も含む）

服薬管理指導料3 （オンライン服薬指導）	45点	3か月以内の再調剤（手帳による情報提供あり）
	59点	上記以外

服薬管理指導料（特例）	13点	別に厚生労働大臣が定める保険薬局
	59点	処方箋受付1回につき、かかりつけ薬剤師との連携対応、かかりつけ薬剤師指導料等の算定患者

厚生労働省による令和6年度調剤診療報酬改定により、
服薬管理指導料が改定されましたのでご了承ください。